

## 令和 7 年度 中小企業大学校講座受講促進助成事業 交付要綱

令和 7 年 3 月 2 7 日制定  
公益社団法人青森県トラック協会

### （事業の趣旨）

第 1 条 公益社団法人青森県トラック協会（以下「青ト協」という。）は、青ト協会員事業者（以下、「会員事業者」という。）は、トラック運送事業者の経営者・管理者等が、中小企業大学校の経営戦略等の講座を受講することによって、経営基盤のより一層の向上を図ることを目的に、受講料の一部を助成する。

### （助成金額及び定員）

第 2 条 助成金の交付予算額は、7 0 0，0 0 0 円とする。  
1 会員事業者10名まで。

### （助成対象者）

第 3 条 会員事業者である法定中小企業者（資本金 3 億円以下又は常傭従業員300人以下）の経営者、後継者及び管理者とする。  
2 なお、会員中小企業者をもって構成されるトラック運送事業に係る共同組織の経営者、管理者も対象とする。

### （対象期間）

第 4 条 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 2 月末日まで

### （対象校）

第 5 条 国の人材養成機関である中小企業大学校 9 校及び金沢キャンパス、四国キャンパス、WEBee Campus(Web 講座) を対象とする。  
最寄校での受講を原則とするが、希望する講座名・受講期間等により最寄校以外での受講も妨げない。

| 学校名 | 郵便番号     | 所在地                                    | 電話番号         |
|-----|----------|----------------------------------------|--------------|
| 旭川校 | 078-8555 | 北海道旭川市緑が丘東 3 条 2-2-1                   | 0166-65-1200 |
| 仙台校 | 989-3126 | 宮城県仙台市青葉区落合 4-2-5                      | 022-392-8811 |
| 三条校 | 955-0025 | 新潟県三条市上野原 570                          | 0256-38-0770 |
| 東京校 | 207-8515 | 東京都東大和市桜が丘 2-137-5                     | 042-565-1207 |
| 瀬戸校 | 489-0001 | 愛知県瀬戸市川平町 79                           | 0561-48-3400 |
| 関西校 | 541-0052 | 大阪府大阪市中央区安土町 2-3-13<br>大阪国際ビルディング 17 階 | 06-6530-0029 |
| 広島校 | 733-0834 | 広島県広島市西区草津新町 1-21-5                    | 082-278-4955 |
| 九州校 | 812-0024 | 福岡県福岡市博多区綱場町 2-1<br>博多 FD ビジネスセンター3 階  | 092-263-1554 |
| 人吉校 | 868-0021 | 熊本県人吉市鬼木町梢山 1769-1                     | 0966-23-6800 |

※上記 9 校のほか、金沢キャンパス、四国キャンパス、WEBee Campus も対象とする。

※金沢キャンパス、四国キャンパスは、特定の校舎を持たず、北陸、四国各県の会議施設等で開講されるもの。

#### (対象講座)

第 6 条 対象となる講座は、中小企業大学校の各校が定める講座であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) トップのための経営戦略、経営計画等に関する講座
- (2) 実践的な財務管理、利益計画等に関する講座
- (3) 管理者のための人材育成、労務管理等に関する講座
- (4) 女性リーダーの能力開発等に関する講座
- (5) 情報化、システム構築に関する講座
- (6) その他物流事業に関わる講座

#### (受講の届け出・承認)

第 7 条 受講を希望する会員事業者は、受講者・受講講座等について事前に様式 1「中小企業大学校講座受講促進助成事業 事前承認申請書」青ト協へ連絡をする。

- 2 青ト協は、前項の連絡あったときは、予算の範囲内であることを確認の上で、速やかに当該会員事業者に助成可否の連絡を行う。

#### (大学校への申込み)

第 8 条 受講を希望する会員事業者は、青ト協からの受講の承認があった後、受講しようとする学校に対して、受講申込みの手続きを行うものとする。なお、同時に受講料を納入することになっている学校については、所定の受講料（全額）を直接納入する。

- 2 受講申込みをした学校から受け入れ通知があった場合に受講することができる。
- 3 受講料は、所定の額（全額）を会員事業者が直接当該校に納入する。

#### (受講申込み後の変更または中止)

第 9 条 会員事業者は、青ト協から受講承認を得た後、申込み事項を変更又は受講を中止した場合は、その旨、速やかに青ト協あてに届け出る。

#### (受講修了後の手続き)

第 10 条 会員事業者は、受講者が所定講座を受講し「受講修了証書」の交付を受けたときは、第 4 条に定める期日までに様式 2「中小企業大学校講座受講促進助成実績報告書（助成金交付請求書）」を青ト協へ提出する。その際、「受講修了証書」の写しおよび「振込金受取書」等の写しを添付する。

#### (受講料の負担)

第 11 条 受講料については、受講修了会員事業者・県ト協・全ト協が、各々 3 分の 1 の割合で負担する。

会員事業者・青ト協の負担額は、百円未満は切り捨てとし、全ト協の負担額は、受講料から会員

事業者および青ト協の負担額を差し引いた額とする。

【具体例】受講料35,000円の場合の割り振り

$35,000円 \div 3 = 11,666円$ （百円未満切捨）→ 会員事業者・県ト協負担額11,600円

$35,000円 - (11,600円 \times 2) =$  全ト協負担額11,800円

#### （助成金交付）

第12条 青ト協は、会員事業者から実績報告及び助成金の請求があったときは、その内容を審査し、助成対象と認めたときには、会員事業者に助成金を交付する。

ただし、第4条に定める期間内であっても、予算の執行状況により受付を中止することがある。なお、会員事業者においては、会費の滞納がある場合には、助成金を交付しない。

#### （助成金の返還）

第13条 青ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

（1）この要綱その他青ト協が定める事項に違反したとき

（2）虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員事業者については、青ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

#### （その他必要な事項）

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、青ト協が別にこれを定める。